

7川こ保2第1451号

令和8年3月26日

各地域型保育事業所 御担当者様

川崎市こども未来局
保育・幼児教育部保育第2課長

令和8年度地域型保育事業子どものための教育・保育給付費等の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

令和8年度の各種加算については、正式な加算認定がされるまでの間、給付費等の支払いについて、次のとおり取扱うこととしますので、通知いたします。

なお、本文中に記載のある過去の通知や各種様式等については、別途ご案内しております。令和8年度予算事務説明会において資料として掲載する予定ですので、追って御確認いただけますようお願いいたします。

1 公定価格及び市加算運営費の各種加算等について

令和8年度に実施する各種加算は以下の表のとおりです。

加算名称	小規模 A 事業所内 A	小規模 B 事業所内 B	小規模 C	家庭的	事業所内 (20人以上)
処遇改善等加算区分1～3	○	○	○	○	○
市処遇改善等加算Ⅱ～Ⅲ	○	○			○
1歳児配置改善加算	○	○			○
減価償却費加算	○	○	○	○	○
賃借料加算	○	○	○	○	○
市賃借料加算	○(※1)	○(※1)	○		
管理者未配置減算	○	○	○		○
土曜日閉所減算	○	○	○	○	○
冷暖房費加算	○	○	○	○	○
施設機能強化推進費加算	○	○	○	○	○
第三者評価受審加算	○	○	○	○	○
栄養管理加算	○	○	○	○	○
給食費	○	○			○
行事用給食費					○
冷暖房費					○

特別扶助費					○
一般生活費					○
児童災害共済掛金					○
障害児保育加算	○	○	○	○	○
市障害児保育加算					○
補足給付費	○	○	○	○	○
衛生管理加算	○	○	○	○	○
延長保育費	○	○			○
休憩休息保育士雇用費					○
年休代替保育士雇用費	○	○			○
看護師雇用費	○	○			
看護師雇用補助費					○
事務職員雇用費					○
週40時間勤務保障保育士雇用費	○	○			
産休等代替臨時職員雇用費	○	○			○
指導用給食費					○
嘱託医手当	○	○			○
入園前健康診断手当					○
歯科検診事業費	○	○			○
地域活動事業費	○	○	○	○	○
物価高騰対応加算（給食費）	○	○	○	○	○
資格保有者加算			○	○	
家庭的保育補助者加算				○	
家庭的保育支援加算（国）				○	
家庭的保育支援加算（市）			○		
保育士比率向上加算		○			
連携保育加算（※2）	○	○			
8時間超保育実施加算			○	○	

（※1）事業所内 A 型及び事業所内 B 型は対象外。

（※2）公立保育所またはサテライト型小規模保育事業補助金を受けている認可保育所と連携している小規模保育事業は対象外

2 公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

（1）処遇改善等加算（区分1～3）、市処遇改善等加算Ⅱ～Ⅲについて

処遇改善等加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、本市が認定

をするまで（加算率等は6月末を予定 それ以外は年度末を予定）の間は、暫定的に次の取扱いにより請求を行うことができるものとします。

※既存園についても、前年度に認定を受けた加算については暫定的に請求が可能ですが、前年度に未認定の加算の一部については、請求を行うことができません。

加算	保育事業所の区分	加算率の暫定的取扱い
処遇改善等加算（区分1） 処遇改善等加算（区分2） ※賃金改善要件分等 （6月中の認定を予定）	既存園	前年度に認定された処遇改善等加算率を限度として、職員の平均勤続年数の見込み等を踏まえた任意の率で請求可能
処遇改善等加算（区分2） ※旧処遇改善等加算Ⅲ 市処遇改善等加算Ⅲ	既存園	前年度に認定された加算対象職員数により、暫定的に請求可能
処遇改善等加算（区分3） ※旧処遇改善等加算Ⅱ 市処遇改善等加算Ⅱ	既存園	・前年度に認定された加算対象職員数（人数A・人数B）、加算額等により、暫定的に請求可能 ・市処遇改善等加算Ⅱは前年度に認定された加算額で暫定的に請求可能

※市処遇改善等加算Ⅱ～Ⅲについては、加算の減額申請等も可能です。

※市処遇改善等加算Ⅱ～Ⅲについて、令和8年度に名称・内容の変更等の検討を行います。詳細は別途お知らせいたします。

（2）1歳児配置改善加算について

1歳児配置改善加算については、毎年度認定申請が必要となるもので、本市が認定をするまで（認定の時期は追って連絡します。）の間は、前年度に認定を受けていた場合のみ職員の配置状況に応じて請求を行うことができるものとします。

なお、処遇改善等加算の加算率の認定において、「職員1人当たりの平均経験年数が10年未満となり、1歳児配置改善加算の要件を満たさないことが判明した場合は、7月頃の加算率の精算と併せて、1歳児配置改善加算の精算を行うこととします。

（3）減価償却費加算について

減価償却費加算については、既に認定済の事業所を除いて、年度中に認定申請が必要となるものですが、本市が認定を行うまでの間は、該当園の申出により請求を行うことができるものとします。

（4）賃借料加算・市賃借料加算について

賃借料加算については、新設園の場合及び既存園のうち賃借料に変更があった場合には、認定申請が必要となりますので、申請の時期については別途御案内いたします。公定価格上の賃借料加算は、すべての事業所で認定前であっても暫定的に請求ができるものとします。市加算の賃借料加算は、令和7年度以前に認定した額を上限に請求できるものとします。認定申請が必要な事業所については、令和8年度中に川崎市が認定を行った上で、4月に遡及して差額分を請求できるものとします。

(5) 管理者未配置減算について

管理者未配置減算については、事業所の運営管理の業務に専従する管理者を配置していない場合等に適用し、減算を行うものとします。年度中に認定申請が必要であり、申請の時期については追って御案内いたしますが、それまでの間は職員の配置状況に応じて暫定的に適用します。

(6) 土曜日閉所減算について

土曜日閉所減算については、年度中に認定申請が必要ですが、申請の時期については追って御案内いたします。認定までの間は、土曜日に事業所を閉所する場合にその日数分に応じて暫定的に減算を行うものとします。請求にあたっては、令和3年3月19日付け保育第2課事務連絡「公定価格における土曜日閉所減算の取扱いについて」を御参照ください。

(7) 冷暖房費加算について

冷暖房費加算については、全事業所加算有りとして請求できるものとします。

(8) 3月加算について

3月に加算される施設機能強化推進費加算、第三者評価受審加算については、毎年度認定申請が必要となるものであり、国からの通知で12月末までの申請とされており、認定を2月末までに順次行っていく予定として、認定後3月に請求できるものとします。

また、施設機能強化推進費加算は令和8年度から加算の要件が緩和され、単価が10万円となる予定です。

(9) 栄養管理加算について

栄養管理加算については、年度中に認定申請が必要であり、申請の時期については追って御案内いたしますが、本市が認定を行うまでの間は、職員の配置状況に応じて請求を行うことができるものとします。請求にあたっては、令和3年3月1日付け保育第2課事務連絡「公定価格における栄養管理加算の取扱いについて」を御参照ください。

(10) 給食費および保育所型事業所内保育事業における行事用給食費、冷暖房費、特別扶助費、一般生活費、児童災害共済掛金について

全園加算有りとして請求できるものとします。ただし、特別扶助費については、6月と12月のみ請求できるものとし、児童災害共済掛金については、通年で児童1人につき原則1回のみ請求できる（転園等により掛金不要の場合は不可とし、他の保険に加入するため、保険料がかかる場合は複数回請求可）ものとします。

(11) 障害児保育加算（保育所型事業所内保育事業における市障害児保育加算費を含む）について

障害児保育費及び市障害児保育加算費については、毎年度認定協議が必要となります。原則、川崎市が認定を行うまでの間は請求できず、認定後に遡及して請求できるものとしますが、令和8年度から、前年度に「書類による認定」で認定を受けた子どもに限り、当年度の仮認定の扱いとして4月から請求ができるものとします。

(12) 補足給付費について

補足給付費については、別途認定の必要がないため、生活保護世帯の子どもがおり、実費徴収額の減免を行っている場合には全事業所請求を行うことができるものとします。給付完了後、所定の実績報告様式により保護者の確認をいただきますので、正確な金額での請求をお願いします。

なお、補足給付の詳細な取扱いについては「川崎市保育所補足給付事業Q&A集」を御参照ください。

(13) 衛生管理加算について

衛生管理加算については、当該加算の要件に適合する場合には、4月から請求できるものとします。衛生管理加算の取扱いについては、令和5年2月13日付け4川こ保2第837号「市独自加算における衛生管理加算の新設について（通知）」及び「衛生管理加算に関するFAQ」を御参照ください。

(14) 延長保育費について

延長保育費の基本分・加算分については、毎月、各事業所の所定の延長保育時間の範囲内で、その月の最長の実延長保育時間（※）により、当初請求できるものとします。その上で、実際の利用実績に基づいて追加請求又は未払分への内払処理を行うものとします。

（※）保育所型事業所内保育事業については、土曜延長の実施の有無も考慮するものとします。

保育料免除加算分については、利用実績取込後の追加請求から行えるものとします。
障害児加算分については、障害児保育費の認定がされるまでの間は請求できないものとし、認定後遡及して加算するものとします。

(15) 市職員雇用費等（休憩休息保育士、年休代替保育士、看護師、事務職員、週40時間勤務保障保育士、産休等代替臨時職員の雇用費及び指導用給食費）について

市職員雇用費中、産休等代替臨時職員雇用費を除く加算については、全事業所、算定対象職員数の範囲内で、配置のある人数分（週40時間勤務保障保育士及び指導用給食費については算定対象職員数分）の請求を行うことができるものとします。

また、産休等代替臨時職員雇用費については、有給による産休・病休制度を有する園で代替臨時職員の雇用があった場合には、その都度、別に定めるところにより認定申請が必要となります。認定申請については3月加算と同時に御案内いたします。

(16) 嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費について

嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費については、全事業所が加算有りとして請求を行うことができるものとします。ただし、入園前健康診断手当については、2月のみ請求できるものとし、歯科検診事業費については、実施月に請求できるものとします。

(17) 地域活動事業費について

地域活動事業費については、今後、請求ソフトを改修し、申請・請求を行える仕様に変更予定です。申請時期については、令和7年度同様に3月頃を見込んでおります。請求方法等については追って御案内いたします。

(18) 物価高騰対応加算（給食費）について

物価高騰対応加算（給食費）については、全園加算有りとして請求できるものとします。

なお、令和8年度の単価改定は他の市加算と併せて実施いたしますので、4月当初請求では暫定的に令和7年度単価をお支払いいたします。

(19) 資格保有者加算について

資格保有者加算については、新たな家庭的保育者を配置した場合には、年度中に認定申請が必要ですが、申請の時期については追って御案内いたします。認定までの間は、全事業所加算ありで請求できるものとします。

(20) 家庭的保育補助者加算

家庭的保育補助者加算については、全事業所加算ありとして請求できるものとします。

(21) 家庭的保育支援加算（国・市）

家庭的保育支援加算については、全事業所加算ありとして請求できるものとします。

(22) 保育士比率向上加算

保育士比率向上加算については、年度中に認定申請が必要ですが、申請の時期については追って御案内いたします。認定までの間は、職員の配置状況に応じて請求を行うことができるものとします。

(23) 連携保育加算について

冷暖房費加算については、全事業所加算有りとして請求できるものとします。（公立保育園と連携している事業所及びサテライト型小規模保育事業補助金を受けている認可保育所と連携している事業所を除く）

(24) 8時間超保育実施加算

実際の利用実績に基づいて、利用月の翌月に追加請求を行うものとします。

(25) 安全計画未策定等減算【新設】

安全計画未策定等減算は各種法令で義務付けられている安全計画の策定及びその実施を行っていない施設・事業所に対して適用し、減算を行うものです。

減算は令和8年7月から適用されることとなっておりますが、当該減算の精算等においては本市のシステム改修を要するため、申請や認定の時期等については追ってお知らせいたします。

(26) 経営情報等未報告減算【新設】

経営情報等未報告減算は法令で義務化された経営情報等の報告を行っていない施設・事業所に対して適用し、基本分単価の減算を行うものです。

減算は令和8年7月から適用されることとなっておりますが、当該減算の精算等においては本市のシステム改修を要するため、申請や認定の時期等については追ってお知らせいたします。

なお、ここ de サーチにおける「職員給与に関する事項」の様式が4月から令和7年度様式に改修される予定であるため、令和6年度事業の報告は令和7年度末までに実施する必要があります。

(27) 療育支援加算について【新設】

療育支援加算については、障害児保育加算の認定が必須であることから、毎年度認定申請が必要となるものであり、障害児保育費を本市が認定するまでの間は請求できないものとし、認定後、遡及して請求できるものとし、 なお、詳細な取り扱いにつきましては、別途お知らせいたします。

(28) 専門職の保育士みなし特例について【新設】(家庭的保育事業を除く)

既に看護師等については、1人に限り保育士とみなすことを可能としていますが、次の要件を満たす専門職についても同様に保育士とみなすこととします。ただし、看護師等と専門職いずれか1人に限られますので御留意ください。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)、又は障害児の療育若しくは障害児に係る療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当する者であって、子育てに関する知識及び経験を有するもの。

※子育て支援に係る業務に3年以上従事経験を持つ者とした上で、専門職が保育を行うに当たっては保育士の支援を受けることが必要

3 令和8年度の追加請求について

令和8年度の追加請求については、令和8年度の処遇改善等加算率等を本市が認定する予定の7月から請求を行えるものとし、

4 令和8年度の給付費等の請求方法について

令和8年度の給付費等の請求についても、請求ソフトを用い、電子申請システムを通じて請求を行うことを基本とします。

その際、お送りいただくファイルとしては、①請求データのZIPファイル、②在籍児童名簿のCSVファイル、③職員名簿(雇用状況報告書)のExcelファイルの3つ(いずれも請求ソフトから出力)となります。

その後、市の審査が完了し、審査結果のお知らせを電子申請システムで確認でき次第、速やかに「子どものための教育・保育給付費等請求書」に代表者印を押印の上、御郵送いただきますようお願いいたします。 なお、給付費は、請求書に基づき支払いを行っておりますので、事務の遅延がないようにお願いします。

5 令和8年度の給付費等の請求・支払スケジュールについて

令和8年度の給付費等の請求・支払スケジュールの詳細は、別紙Excel表を御参照の上、提出期限を厳守していただきますようお願いいたします。

6 令和8年4月請求からの請求ソフトの入力方法について

令和8年4月からの給付費等の請求に向け、令和8年3月26日に請求ソフトの自動アップデートが行われます。当該対応に伴い、修正等が必要な場合は、「令和8年度に向けた請求ソフトの各種情報の更新等について」（予算事務説明会で掲載を予定）を御活用ください。

7 市職員雇用費（年休代替保育士・休憩休息保育士）の賞与分の取扱いについて

休憩休息保育士、年休代替保育士の雇用費の賞与分の支給にあつては、当該賞与対象職員について、賞与の支給額が常勤職員の4分の3以上であること（上半期・下半期に相応の賞与支給があれば支給月は問いません。ただし、新規採用職員等で賞与支給が下半期からとなる場合は、6月の賞与分は支給対象外）が必要です。さらに6月と12月の各初日に雇用されていることが条件となりますが、各初日のみの意図的な配置とならないよう、前又は後ろ1か月超の配置があることが支給要件となります。

8 公定価格における保育士比率向上加算・障害児保育加算・1歳児配置改善加算及び市加算運営費における年休代替保育士等（休憩休息保育士雇用費、年休代替保育士雇用費、産休等代替臨時職員雇用費をいう）の取扱いについて

市加算運営費については、入所児童の処遇向上、施設職員の加配、処遇改善等の安定的な施設運営のために必要な経費を公定価格に上乗せして加算するという趣旨であることから、市加算の年休代替保育士等については、公定価格の保育士比率向上加算・障害児保育加算等必要な国基準保育士等に加えて配置する職員に対して支払うものとします。

保育士比率向上加算については、毎月の雇用状況報告を基に当加算を取得している施設のみが年休代替保育士等の対象施設となり、障害児保育加算及び1歳児配置改善加算につきましても、別途認定要件が必要となります。認定した施設につきましても、年度を通じて、公定価格を優先する取り扱いとすることから、年休代替保育士等を取得するためには、障害児保育加算及び1歳児配置改善加算を取得している必要がありますので、認定申請の際は、職員の充足状況を確認したうえで認定申請を行ってください。

また、障害児保育加算及び1歳児配置改善加算の優先順位はありません。

（保育第2課 担当）

電話 044-200-3128